○九州地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
日南市大字宮浦字中崎四八四三番一から同市大字宮浦字中崎四八五四番四まで	前	一八・一二～五二・七七メートル
	後	四四・二二～七八・一五メートル　〇〇・三二一キロメートル
日南市大字下方字鳥帽子岩四二七二番一から同市大字下方字鳥帽子岩四二九三番二まで	前	二五・七一～四五・〇四メートル　〇〇・〇四四キロメートル
	後	二七・六六～四四・二六メートル　〇〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大字宮浦字中崎四八四三番一から同市大字宮浦字中崎四八五四番四まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
〃	日南市大字下方字鳥帽子岩四二七二番一から同市大字下方字鳥帽子岩四二九三番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	水俣市袋字薄月八六四番一一から同市袋字平田八九一番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北海道開発局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画下水道事業石狩湾新港地域公共下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年九月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道紋別郡遠軽町白滝三〇六番地先から同町白滝九四二番四地先まで	前	一二・五〇～二六・九三メートル
	後	一二・五〇～二七・二九メートル　〇〇・〇四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道河東郡鹿追町鹿追基線八番七二から同町鹿追北一線八番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町白滝三〇六番地先内	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十七号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし